

議 事 録

会 議 名	平成23年 第7回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成23年7月26日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計7名
欠席委員	2番 石塚雄司		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 主査：原田健伸 主事：中瀬靖子		
議 題	[議案] 1. 農地法第5条の規定による許可申請 2. 下限面積（別段の面積）の設定について [報告] 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成23年第7回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 欠席委員は、2番石塚委員 1名です。 本日の議事録署名人に、3番 楠谷 稔 委員 4番 石黒 明 委員を指名いたします。 本日の議題は、お配りの総会次第にありますとおり、農地法第5条の規定による許可申請 ほか、全4件であります。</p> <p>会 長：初めに、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号22号及び23号は関連案件ですので、2件一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号22、23号を朗読） 当該地は、岡田の福祉活動センターから東に100mほど行った、県道47号線沿いの市街化調整区域内にある農地です。県道に接している方が議案番号23号の農地で現状は畑、その南に接している方が議案番号22号の農地で現状は田ですが今シーズンは耕作しておりません。 譲受人の■■■■は茅ヶ崎市の業者ですが、現在資材置場として借りている土地の道路事情が悪くなり、大型車が入出庫できなくなったため、その地主のご主人が議案番号22号の土地を所有していたことから当該地を借りるお願いをし、また議案番号23号の所有者にも、大和市在住の方ですが、交渉をして今回の申請に至ったということです。面積としてはログハウス2棟分の資材置場が確保でき、車も社員用、営業及び作業用計10台をとめれたうえで、大型トレーラーが敷地内でUターンできるということです。周囲には盗難防止ということで、高さ2mのフェンスを隣地の畑に配慮し、境界から50cmは離して設置し、特に西側の水路側は土留めをして土がこぼれないようにするというものです。農地転用の許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしているため、第3種農地にあたるということから問題はないと考えます。</p> <p>会 長：続いて地区担当の木村委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願い</p>		

します。

7 番：隣接地は畑になっており、特に北側の畑には日照の面で配慮が必要だと思われます。水路に関しては、西側だけでなく東側もできれば暗渠にしているかどうか（事務局から）お願いしています。入り口は県道からということなので、問題はないと思われます。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番：確認ですが、市街化区域から連たんしているということは…。

事務局：間に農地が入らず連続しているということで、第3種農地の立地条件の一つです。他にも、水道管やガス管、公園等によって判断する指標があって、それによって、市街化調整区域の中でも、第1種農地、第2種農地、第3種農地、甲種農地に分けられます。第3種農地は、原則的に許可できるようになっています。

1 番：わかりました。あと、5条ということで売買契約によるものですか。

事務局：いえ、5条ですが、今回は賃借権の設定です。

7 番：この賃貸借契約の年数はどのくらいですか。

事務局：20年契約で、2年ごとに更新だということです。

3 番：その場合、20年経って借り主が出てった後はどうなるのですか。農地に戻すことはできるのですか。

事務局：農地法上、農地に戻す転用というものはなく、課税も一度転用すると、仮に農地として使っていても若干高くなるようです。次の借り主が見つかり契約できればいいのですが。

会 長：その他、ご意見、ご質問はありますか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号22号及び23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号22号及び23号は原案のとおり許可相当として、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に、下限面積（別段の面積）の設定について、議案番号24号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号24号を朗読)

この件に関しては、年度当初に告示の内容として審議していますが、議案としてではなかったため、あらためて審議をお願いするものです。参考資料として農林業センサスから抜粋して作成した表を添付しております。もう一つ、事務局の業務としての理由なのですが、今年度に入ってから既に何人か、下限面積が40アールということで3条の農地取得を見合わせた方がいるので、できれば年度途中の変更は避けたいのですが。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

6 番：もう時代の流れとしては、30アールでもいいのではないのでしょうか。

5 番：今年度4月から7月までの届出をしようとした人に、電話でも打診してみればどうでしょう。

事務局：ただ、お名前も伺っていない方もいるのですが。

3 番：30アールにしたところで、例えば小さい農家が耕作でやっていけるようになるのでしょうか。下限面積を下げたからといって、耕作放棄地が減るとは思えないのですが。

会 長：どうでしょう。今回は提案どおり変更はなしにして、ここから年度末まで皆さんが状況を把握し、検討をしていただいて、あらためて3月に審議を

	<p> するということがでしょうか。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号24号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 会 長：では全員賛成ですので、議案番号24号は原案のとおり決定いたしました。 次に、報告事項に入ります。報告番号35号の農地法第4条第1項第7号 の規定による転用届出、報告番号36号から39号の農地法第5条第1項 第6号の規定による転用届出について、一括して事務局より報告事項の 朗読と、説明をお願いします。 事務局：(報告番号35～39号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、 書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項に ついては了承されたことといたします。 以上をもって、平成23年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いた します。 </p>
資 料	1. 平成23年第7回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(3番) 楠谷 稔

議事録署名人(4番) 石黒 明

本議事録は、平成23年8月26日、平成23年第8回寒川町農業委員会定例総会において承認・署名を得て確定しました。